

# 提案理由説明書

令和5年第1回美浦村議会定例会

# 議 案 目 次

- 議案第 1 号 美浦村教育委員会教育長の任命について  
議案第 2 号 美浦村教育委員会委員の任命について  
議案第 3 号 美浦村教育委員会委員の任命について  
議案第 4 号 村道路線の廃止について  
議案第 5 号 村道路線の認定について  
議案第 6 号 美浦村個人情報保護法施行条例  
議案第 7 号 美浦村情報公開等審査会条例及び美浦村債権管理条例の一部を改正する条例  
議案第 8 号 美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例  
議案第 9 号 美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の全部を改正する条例  
議案第 10 号 美浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例  
議案第 11 号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
議案第 12 号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
議案第 13 号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
議案第 14 号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
議案第 15 号 美浦村ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例  
議案第 16 号 公の施設の指定管理者の指定について（地域産品直売所）  
議案第 17 号 令和 4 年度美浦村一般会計補正予算（第 8 号）  
議案第 18 号 令和 4 年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）  
議案第 19 号 令和 4 年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）  
議案第 20 号 令和 4 年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）  
議案第 21 号 令和 4 年度美浦村水道事業会計補正予算（第 3 号）  
議案第 22 号 令和 4 年度美浦村下水道事業会計補正予算（第 3 号）  
議案第 23 号 令和 5 年度美浦村一般会計予算  
議案第 24 号 令和 5 年度美浦村国民健康保険特別会計予算  
議案第 25 号 令和 5 年度美浦村介護保険特別会計予算  
議案第 26 号 令和 5 年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算  
議案第 27 号 令和 5 年度美浦村水道事業会計予算  
議案第 28 号 令和 5 年度美浦村下水道事業会計予算  
議案第 29 号 令和 5 年度美浦村電気事業会計予算

#### 議案第 1 号 美浦村教育委員会教育長の任命について

議案第 1 号美浦村教育委員会教育長の任命についてご説明を申し上げます。

議案書の 3 ページをお開きいただきたいと思います。

本村教育委員会教育長であります 富永 保 氏が、本年 3 月 31 日をもちまして退職されることから、教育委員会教育長に山崎 満男 氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、議案第 1 号につきましてご説明申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議案第 2 号 美浦村教育委員会委員の任命について

議案第 2 号美浦村教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

議案書の 4 ページをお開きいただきたいと思います。

本村教育委員会委員であります 山崎 満男 氏が、本年 3 月 31 日をもちまして退職されることから、後任として 田組 順和（まさかず） 氏を教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、議案第 2 号につきましてご説明申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議案第 3 号 美浦村教育委員会委員の任命について

議案第 3 号美浦村教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げます。

議案書の 5 ページをお開きいただきたいと思います。

本村教育委員であります 小峯 健治 氏が、本年 3 月 31 日をもちまして退職されることから、後任として 小松 正樹 氏を教育委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

以上、議案第 3 号につきましてご説明申し上げます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 議案第 4 号 村道路線の廃止について

議案第 4 号村道路線の廃止についてご説明申し上げます。

議案書 6 ページをお開きいただきたいと思います。

今回、村道路線として廃止のお願いをしている路線は、村道 1 1 4 9 号線でございます。

ます。

7ページの廃止路線位置図をご覧ください。

村道1149号線は、国道125号いさみ庵付近から海源寺まで、南に延びる延長568.8mの道路です。この道路の延長が民有地まで入っていることから、これを訂正するため、村道路線の廃止をお願いするものでございます。

以上、議案第4号につきましてご説明申し上げます。

#### 議案第5号 村道路線の認定について

議案第5号村道路線の認定についてご説明申し上げます。

議案書8ページをお開きいただきたいと思います。

今回、村道路線として認定のお願いをしている路線は、村道1149号線、村道1979号線及び村道2974号線の3路線でございます。

9ページの認定路線位置図をご覧ください。

村道1149号線については、民有地まで延長されていた部分があったため、訂正し、改めて認定をお願いするものです。

10ページの認定路線位置図をご覧ください。

村道1979号線については、介護老人保健施設 葵の園・美浦付近であります、土屋1979番地113の一部が村道路線として認定されていなかったため、この部分について認定をお願いするものです。

11ページの認定路線位置図をご覧ください。

村道2974号線については、浜地区を東西に横断する県道上新田木原線の一部です。この路線は、現在茨城県が整備中で、将来予定される一般県道 上新田木原線（都市計画道路 上宿・大須賀津線）の開通にあわせて、村に移管される準備のために認定をお願いするものです。

以上、議案第5号 につきましてご説明申し上げます。

#### 議案第6号 美浦村個人情報保護法施行条例

#### 議案第7号 美浦村情報公開等審査会条例及び美浦村債権管理条例の一部を改正する条例

議案第6号美浦村個人情報保護法施行条例及び議案第7号美浦村情報公開等審査会条例及び美浦村債権管理条例の一部を改正する条例について関連性がありますので、一括してご説明申し上げます。

議案書の12ページから15ページをお開きいただきたいと思います。

初めに、議案第6号 美浦村個人情報保護法施行条例につきまして、本案は、「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」により「個人情報の保護に関する法律」の一部が改正されたことに伴い、既存の美浦村個人情報保護条例を廃

止し、新たに条例を制定するものでございます。続きまして、議案第7号 美浦村情報公開等審査会条例及び美浦村債権管理条例の一部を改正する条例につきましては、議案第6号の美浦村個人情報保護法施行条例の施行に伴い、関係条例において所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第6号及び議案第7号につきましてご説明申し上げます。

#### 議案第8号 美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例

議案第8号美浦村附属機関設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書の16・17ページをお開きいただきたいと思います。

この条例につきましては、令和7年4月の統合小学校開校に向けまして、具体的な学校運営のための内容等について検討を行うための組織として、令和5年度に美浦村統合小学校準備委員会を設置したいと考えておりますので、別表の教育委員会の部中、「統合小学校建設委員会」に関する項目を「美浦村統合小学校準備委員会」に改正するものでございます。

また、学校の働き方改革を踏まえて中学校の部活動を段階的に地域に移行することについて検討を行うため、「陸平貝塚保存活用検討委員会」の次に「美浦中学校の部活動の在り方検討委員会」を加えるものであります。

以上、議案第8号につきましてご説明申し上げます。

#### 議案第9号 美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の全部を改正する条例

議案第9号美浦村消防団員の定員・任免・給与・服務等に関する条例の全部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の18ページから21ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、近隣市町村の条例にならい、条例全体の見直しを行い、あわせて、団長等の報酬について、美浦村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表に移管するものでございます。

以上、議案第9号につきまして、ご説明申し上げます。

#### 議案第10号 美浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第10号美浦村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

今回の改正は、消防団の分団が再編成されたことにより部制を廃止し、消防団員に

係る退職報奨金に係る階級及び勤務年数に関する条項を改めるものでございます。  
以上、議案第10号につきまして、ご説明申し上げます。

**議案第11号 美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例**

議案第11号美浦村特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する  
条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の23ページから25ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、第1条別表第1で、県補助金の農地利用最適化交付金事業実施要綱の一部  
改正により、農業委員会委員の上乗せ報酬の財源としている農地利用最適化交付金の  
増が見込まれ、その増分を農業委員会委員に適正に支給できるよう条例の一部を改正  
するものです。

次の第2条では、消防団の報酬等について、「非常勤消防団員の報酬等の基準の策  
定等について」及び「非常勤消防団員の報酬等の基準及び非常勤消防団員の報酬等の  
基準に係る留意点について」により、非常勤消防団員の報酬等の標準額及び取り扱い  
が消防庁長官通知より示されたことから、美浦村消防団員の基本報酬及び出動報酬に  
ついて、標準額になった額となるよう改正するものでございます。

次に、令和7年4月の統合小学校開校に向けまして、令和5年度より具体的な学校  
運営のための内容等について検討を行うため「美浦村統合小学校準備委員会」の設置  
をお願いするにあたり、別表第1で「美浦村統合小学校建設委員会」に係る項目を「美  
浦村統合小学校準備委員会」に改正するとともに、別表第2で「美浦村統合小学校建  
設委員会」に係る項目を「美浦村統合小学校準備委員会」に改正するものでございま  
す。

以上、議案第11号につきましてご説明申し上げます。

**議案第12号 美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例**

**議案第13号 美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の  
一部を改正する条例**

**議案第14号 美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例**

議案第12号美浦村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第13号  
美浦村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条  
例及び、議案第14号美浦村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一  
部を改正する条例の3案につきましては、関連がございましたので一括してご説明申し  
上げます。

議案書の26ページから35ページをお開きいただきたいと思います。

本3案は、令和4年人事院勧告に基づき国家公務員の給与改定等が実施されること

に準じて、美浦村職員及び会計年度任用職員の給与並びに常勤特別職の期末手当支給割合の改定を行うため、所要の改正を行うものでございます。

以上、議案第12号から第14号までご説明申し上げます。

#### 議案第15号 美浦村ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例

議案第15号、美浦村ふるさと応援寄附条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

議案書の36ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、大山湖畔公園の施設整備等の財源を確保するため、美浦村ふるさと応援寄附条例に規定されている寄附金の使途として選択できる事業に、旧鹿島海軍航空隊跡地の活用等に関する事業を追加するものであります。

事業区分の名称につきましては、認知度を考慮し、また大山湖畔公園として使用していない土地、施設等の整備につきましても活用できることから、旧鹿島海軍航空隊跡地といたしております。

以上、議案第15号につきましてご説明申し上げます。

#### 議案第16号 公の施設の指定管理者の指定について（地域産品直売所）

議案第16号、公の施設の指定管理者の指定について（地域産品直売所） ご説明を申し上げます。

議案書の37ページをお開きいただきたいと思います。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、地域交流館みほふれ愛プラザ内にごございます「地域産品直売所」につきまして、水郷つくば農業協同組合を指定管理者として指定するものであります。

また、指定管理の期間は令和5年4月1日より令和6年3月31日までの1ヵ年とし、詳細につきましては協定書の締結により決定する予定でございます。

以上、議案第16号につきましてご説明申し上げます。

#### 議案第17号 令和4年度美浦村一般会計補正予算（第8号）

議案第17号、令和4年度美浦村一般会計補正予算（第8号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の38ページをお開きください。

始めに、第1条、歳入歳出予算の補正の額でございますが、歳入、歳出それぞれ1億1,910万5千円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ70億1,400万7千円とするものでございます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響による物価高騰対応事業等の国、県の補助事業の計上いたしております。

また、令和4年度人事院勧告に準拠した職員給与費の補正を行うとともに、令和4年度の最終補正となるため、事業費が確定したものを中心に、歳入歳出全般にわたり現計予算の見直しを行い、過不足の調整を行っております。

次に、第2条の繰越明許費の設定では、年度内に完了できない見込の事業である、出産・子育て応援交付金事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、江戸崎地方衛生土木組合負担金事業及び産地確立推進事業につきまして、翌年度へ繰り越しのご承認をお願いしております。

次に、第3条の債務負担行為の補正では、本年度内に契約するもので、契約期間が次年度以降になる業務委託料について、債務負担行為の追加及び変更をお願いしております。

次に、第4条の地方債の補正では、村債対象事業費の確定や財源の変更により、2件の事業債で、限度額を変更いたしております。

それでは、特に補正額の大きなものにつきまして、補正予算事項別明細書に基づきご説明申し上げます。

最初に歳出予算から申し上げます。

議案書の49ページをお開きください。

総務費について申し上げます。

総務管理費の一般管理費では、職員給与関係経費の退職手当で、本年度退職者分の退職手当特別負担金として4,397万3千円の計上をいたしております。

続いて、財政調整基金費では、財政調整基金費で、事業費の確定等による歳出予算の減、国の補正予算により普通交付税の再算定が行われ、追加交付等により歳入予算の増額となったこと等の理由から余剰金が発生したため、1億4,388万6千円を計上いたしております。

続いて、民生費について申し上げます。

議案書の51ページをお開き下さい。

社会福祉費の社会福祉総務費では、福祉施設等物価高騰対策事業費で、新型コロナウイルスの影響により物価高騰の影響を強く受けている村内の医療機関・介護保険施設・障害福祉施設への支援金として、1,650万円の増額補正をお願いしております。

なお、財源につきましては、全額が国庫支出金となっております。

次に、児童福祉費の、児童措置費では、児童手当経費で、対象児童者数の見込みが減少したことから、2,538万円の減額をいたしております。

続いて、衛生費について申し上げます。



議案書の54ページをお開き下さい。

保健衛生費の保健衛生総務費では、子育て世代包括支援事業費で、出産や子育てを応援することを目的とした出産・子育て応援給付金給付事業等により、合計で992万3千円の増額補正をお願いしております。

この事業は、国が令和4年度第2次補正予算で、すべての妊婦・子育て家庭が、より安心して出産・子育てできるよう「出産・子育て応援交付金」を創設したことから、本村でも事業実施に向け、今回の補正で早急に予算計上いたしております。なお、令和5年4月末からの支給開始とするため、繰越明許費で説明いたしましたとおり、全額を翌年度に繰り越すこととしております。また、出産・子育て応援給付金の財源につきましては、2/3が国庫支出金、1/6が県支出金を充当しております。

次の、上水道費では、水道事業費で、高騰する電気使用料に対応するため、水道事業会計への財源補てんとして、419万5千円の増額補正をお願いしております。

なお、財源につきましては、全額が国庫支出金となっております。

続いて、農林水産業費について申し上げます。

議案書の56ページをお開き下さい。

農業費の農地費では、土地改良振興事業費で、国の補助率が引き下げられたことで事業費が減少したことに伴い、1,054万6千円の減額、農業集落排水事業費で、高騰する電気使用料に対応するため、下水道事業会計への財源補てんとして、960万1千円の増額補正をお願いしております。

なお、農業集落排水事業費の財源につきましては、全額が国庫支出金となっております。

続いて、土木費について申し上げます。

議案書の58ページをお開きください。

道路橋梁費の道路新設改良費では、道路新設改良事業費で、事業費の確定に伴い、1,250万8千円の減額をいたしております。

次の、都市計画費の公共下水道費では、公共下水道事業費で、高騰する電気使用料に対応するため、下水道事業会計への財源補てんとして、1,209万円の増額補正をお願いしております。

なお、公共下水道事業費の財源につきましては、一部が国庫支出金となっております。

ここまで主な歳出の補正項目につきましてご説明申し上げました。ただ今申し上げた以外の各項目でも補正を行っておりますが、これは事業費の確定したもの、あるいは見通しのついたものの調整等でありますので、個々の説明は省略させていただきたいと存じます。

続きまして、歳入予算についてご説明申し上げます。

前にお戻りいただきまして、議案書の45ページをお開きください。

はじめに、村税について申し上げます。

歳入見込み額の精査を行い、村民税で250万円の増額、次の固定資産税で合計2,300万円の増額、次の軽自動車税で合計200万円の減額、次の村たばこ税で350万円の増額をし、合計2,700万円の増額補正をいたしております。

次の法人事業税交付金及び地方消費税交付金については、本年度の交付決定状況等を勘案しまして、1,587万2千円及び2,921万2千円の増額補正をいたしております。

次に、繰入金について申し上げます。

議案書の47ページをお開きください。

基金繰入金では、ふるさと基金繰入金、陸平基金繰入金で、それぞれ減額補正をいたしております。これは基金を財源としている歳出予算の減額に伴うものでございます。

次に、次ページの村債につきましては、冒頭の地方債の補正でご説明いたしておりますので、説明は省略させていただきます。

なお、それ以外の項目につきましては、歳出予算でご説明申し上げた事業費の確定等に伴っての歳入予算の補正が主となっておりますので、個別の説明を省略させていただきます。

以上、今回の令和4年度美浦村一般会計補正予算（第8号）の主な概要について、ご説明申し上げます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

#### 議案第18号 令和4年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

議案第18号令和4年度美浦村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書の71ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5万1千円を減額し、補正後の予算総額を16億9,145万円とするものでございます。

それでは、補正予算の主な内容につきまして、事項別明細書により、歳出からご説明申し上げます。

議案書の77ページをお開きいただきたいと思います。

総務費 総務管理費の一般管理費につきましては、職員給与関係経費で給与改定による予算調整額20万3千円の減額をするものでございます。

保険給付費 療養諸費の一般被保険者療養給付費につきましては、これまでの支出額から今年度中の支出見込額を推計した結果、予算現額を上回る見込みのため、1,000万円を増額するものでございます。同じく高額療養費の一般被保険者高額療養費で724万3千円を増額をするものでございます。

基金積立金の支払準備基金につきましては、今回の補正での歳入見込み額減額により予算総額調整のため、支払準備基金への積立額を1,703万1千円の減額をするものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。

議案書の76ページにお戻りください。

県支出金 保険給付費等交付金の普通交付金につきましては、歳出の保険給付費で述べました一般被保険者療養給付費及び一般被保険者高額療養費の合計額と同額の交付となるため、1,724万3千円を増額補正をするものでございます。

繰入金につきましては、一般会計からの法定分繰り入れの1,729万4千円の減額で、交付決定額と予算現額との差をそれぞれ補正するものです。

以上、議案第18号につきましてご説明申し上げます。

#### 議案第19号 令和4年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第19号令和4年度美浦村介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明いたします。

議案書の85ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万5千円を減額し、補正後の予算総額を14億2,325万3千円とするものです。

それでは、保険事業勘定の歳出についてご説明いたします。

議案書の91・92ページをお開きいただきたいと思います。

始めに、総務費、総務管理費、一般管理費の職員給与関係経費について、給与改定により9万8千円を増額、また、事業計画推進委員会費、事業計画推進委員会費、高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会費の業務委託料で予算額と契約額とに生じた差額96万8千円を減額しております。

次に保険給付費につきましては、実績等を踏まえて今後の見込みを算出しましたところ当初の見込みに増減が生じた部分がありましたので、補正を行うものです。

項ごとにご説明いたしますと、介護サービス等諸費で252万5千円の減額を、介護予防サービス等諸費で180万円の増額を、その他の諸費で1万円、高額介護サービス等費で65万円、高額医療合算介護サービス等費で5万円、特定入所者介護サービス等費で1万5千円を、それぞれ増額いたしております。

次に、地域包括支援センター費、総務管理費、一般管理費の職員給与関係経費について、給与改定により3万5千円を減額しております。

続きまして、保険事業勘定の歳入についてご説明いたします。

議案書の90ページにお戻りいただきたいと思います。

始めに、国庫支出金、国庫補助金、調整交付金の特別調整交付金について、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免に対する補助金として8万2千円を計上しております。減免額の全額が特別調整交付金として交付されるものです。

次に、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金の職員給与費等繰入金について、90万5千円を減額しております。歳出の事業計画推進委員会費と職員給与関係経費で補正を行います分について、一般会計からの繰入を補正するものです。また、低所得者保険料軽減繰入金では、低所得者保険料軽減繰入金の現年度分を28万7千円、過年度分を83万3千円増額しております。低所得者の介護保険料について軽減措置がとられており、国が1/2、県と村が1/4ずつをそれぞれ負担します。国、県の負担分が一般会計に交付され、村分と合わせて介護保険特別会計へ繰り出されます。現年度分については保険料額の決定、過年度分については精算の結果により、それぞれ繰入額が当初の見込みを上回ることとなったため増額するものです。

次の基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金では、特別調整交付金の交付、低所得者保険料軽減繰入金の増額により、基金取り崩しの減額が見込めるため120万2千円を減額しております。

以上、議案第19号につきましてご説明申し上げます。

#### 議案第20号 令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議案第20号令和4年度美浦村後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

議案書100ページをお開きいただきたいと思います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ204万1千円を減額し、補正後の予算総額を1億8,892万5千円とするものでございます。

補正予算の主な内容につきまして、事項別明細書により、歳出よりご説明申し上げます。

議案書の106ページをお開きいただきたいと思います。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料納付金について歳入の後期高齢者医療保険料で補正いたします額と同額の203万8千円を減額するものでございます。

次に歳入について、ご説明申し上げます。

議案書の105ページにお戻りいただきたいと思います。

後期高齢者医療保険料につきましては、調定額と収納状況から収入額を見込み、特別徴収保険料で543万円の減額、普通徴収保険料で339万2千円の増額をするものでございます。

以上、議案第20号につきましてご説明申し上げます。

議案第21号 令和4年度美浦村水道事業会計補正予算（第3号）

議案第21号 令和4年度水道事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の107ページをお開きいただきたいと思います。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の水道事業収益で891万円の減額補正を、支出の水道事業費用で1,075万2千円の増額補正をお願いしております。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、収入の資本的収入で114万4千円の増額補正をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきましてご説明申し上げます。

議案書の117ページをお開きください。

収入の水道事業収益の営業収益で1,310万4千円の減額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、見込みより少なかった業務用の水道使用量と見込みより多かった用途の水道使用量を調整し1,320万8千円の減額を、見込みより多かった給水工事手数料について10万4千円の増額をお願いしております。

また、営業外収益では419万4千円の増額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、電気料金の高騰分についての一般会計の補助金でございます。

次に、支出予算につきましてご説明申し上げます。

議案書の118ページをお開きください。

水道事業費用の営業費用で128万1千円の増額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、不足が生じた受水費について100万円の増額、人件費等の調整、及び不足した電気料並びに委託料について調整を行い28万1千円の増額をお願いしております。

また、営業外費用では消費税及び地方消費税の不足分として、425万4千円の増額をお願いしております。

更に、特別損失としまして、521万7千円の増額をお願いしております。

こちらにつきましては、不納欠損分につきまして特別損失として計上するものでございます。

次に、資本的収入及び支出につきましてご説明申し上げます。

議案書の119ページをお開きください。

収入の資本的収入の加入分担金について、見込みより多かったため114万4千円の増額補正をお願いしております。

以上、議案第21号につきましてご説明申し上げます。

議案第22号 令和4年度美浦村下水道事業会計補正予算（第3号）

議案第22号令和4年度下水道事業会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の120ページをお開きいただきたいと思います。

第2条の収益的収入及び支出につきまして、収入の事業収益で999万4千円の増額補正を、支出の事業費用で571万2千円の増額補正をお願いしております。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、収入の資本的収入で1億631万円、支出の資本的支出で1億2,828万8千円の減額補正をお願いしております。

それでは、補正予算明細書に基づきましてご説明申し上げます。

議案書の131ページをお開きください。

収入の事業収益の営業外収益で999万4千円の増額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、電気料金の高騰分についての一般会計の補助金として2,169万1千円を増額、接続支援事業費補助金の申請者が見込みより少なかったことにより国庫補助金と県補助金について1,385万3千円を減額、長期前受金戻入として215万6千円の増額を行うものでございます。

次に、支出予算につきましてご説明申し上げます。

議案書の132ページをお開きください。

事業費用の営業費用で236万9千円の増額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、管渠費及び処理場費では各項目の過不足分について調整を行い合計で1,250万円を増額、業務費では見込みより申請が少なかった接続支援事業費補助金について1,571万3千円を減額、総係費で人件費等の調整で57万5千円の減額、減価償却費として615万7千円の増額をお願いするものでございます。

また、特別損失としまして、334万3千円の増額をお願いしております。

こちらにつきましては、不納欠損分につきまして特別損失として計上するものでございます。

次に、資本的収入及び支出につきましてご説明申し上げます。

議案書の133ページをお開きください。

収入の資本的収入の企業債で2,480万円の減額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、公共下水道処理場の増設並びに管渠布設工事等の資金として借入予定だったものについて、国庫補助金の一部が不交付となったことに伴い減額を行うものでございます。

また、補助金で8,151万円の減額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、社会資本整備交付金の不交付分として8,211万円の減額を、接続支援事業費補助金の県補助金として60万円の増額をお願いするものでございます。

次に、支出予算につきましてご説明申し上げます。

議案書の134ページをお開きください。

資本的支出の建設改良費では、1億2,828万8千円の減額補正をお願いしております。

人件費関係の調整で18万円の増額、委託料の不要分として230万8千円の減額、賃借料の不足分として4万円の増額、工事請負費の不要分として4,074万3千円の減額、委託料の不要分として8,545万7千円の減額補正をお願いしております。

こちらにつきましては、国庫補助金の一部が不交付となったことにより発注しなかった工事費等について減額するものでございます。

以上、議案第22号につきましてご説明申し上げます。

=====

議案第23号 令和5年度美浦村一般会計予算

議案第24号 令和5年度美浦村国民健康保険特別会計予算

議案第25号 令和5年度美浦村介護保険特別会計予算

議案第26号 令和5年度美浦村後期高齢者医療特別会計予算

議案第27号 令和5年度美浦村水道事業会計予算

議案第28号 令和5年度美浦村下水道事業会計予算

議案第29号 令和5年度美浦村電気事業会計予算

議案第23号～第29号 令和5年度当初予算

議案第23号から議案第29号までの令和5年度一般会計予算、特別会計予算、水道事業会計予算、下水道事業会計予算ならびに電気事業会計予算は、先般の予算内示会において予算編成の基本方針、予算の概要、重点事業及び主要な事業等の資料を提出し、ご説明させていただいておりますので、個々の説明につきましては省略させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。